

事業者等（事業者・設計者・不動産関係者等）の皆さまへ

京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

建築審査課窓口受付方法の変更について（お知らせ）

日頃から、本市の建築行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、よりスムーズな窓口対応を実施するため、建築審査課窓口の受付方法を令和2年4月1日から下記のとおり変更させていただきます。

皆さまの御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

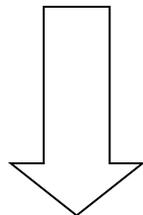
これまでの受付方法

- ① 申請, 届出, 相談等
⇒ 職員が業務内容をお伺いして受付票を交付
- ② 建築計画概要書等
⇒ 利用者が受付に設置された受付票を取得



イメージ

3月中旬から試行実施として、4月1日から本格実施させていただきます。
※ 試行実施期間は、①の受付のみ試行します。



令和2年4月1日から

- ① 申請, 届出, 相談等
- ② 建築計画概要書等

⇒ ①, ②共タッチパネル操作で業務別に受付票を発券

<改善点>

- ・ 応対状況を大型モニターで表示
- ・ 業務ごとの待ち人数が分かる
- ・ お呼びした際に不在だった番号を表示
- ・ お昼休み時間（午前11時半から午後1時）の間も発券可能

↓業務内容をタッチすると発券されます！

(1) 建築計画概要書 証明書 昭和47以降	1	(5) 長期優良住宅 CASBEE・地産木材 再生エネ・緑化	5
(2) 建築計画概要書 証明書 昭和46以前	1	(6) 低炭素認定 除却届	1
(3) 建基法(窓庇) パブリック(中京 西京・東山・伏見・南)	2	(7) 建基法(設備) 省エネ 定額(設備・防火)	2
(4) 建基法(窓庇) パブリック(北・右京・左京 上京・下京・山科)	2	(8) 建基法(構造) 構造	2



イメージ

○ 都市計画局内では、建築審査課のみの実施となります。

○ 受付時間の変更はありません（下記のとおり）。

建築計画概要書等：午前：9時00分～11時30分 午後：1時00分～4時30分

申請, 届出, 相談等：午前：8時45分～11時30分 午後：1時00分～3時00分